

事業譲渡に関する手続が整備されました

2023年12月13日から、届出となります

- 1 2023（令和5）年12月13日から、食品衛生法における営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、届出により営業者の地位を承継することとなります。譲受人は、遅滞なく保健所へ届出を行ってください。

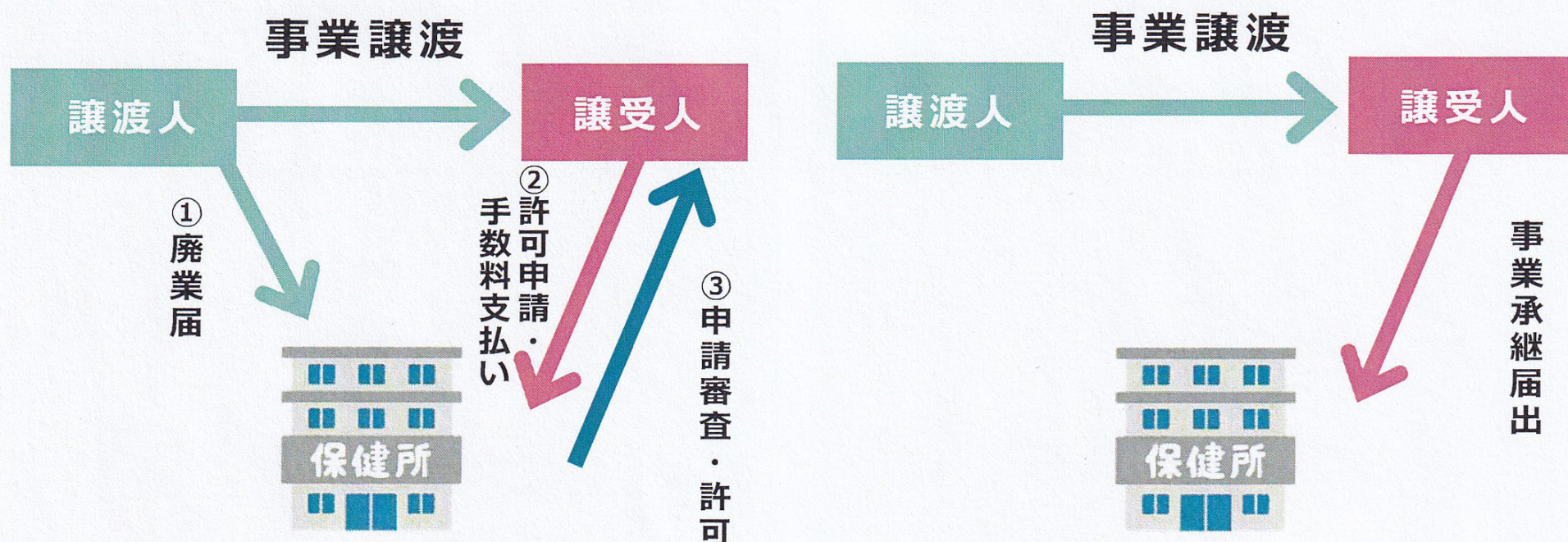
詳細はこちら

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部改正について



【改正前】

【改正後】



※承継届のほか、譲渡を証する書類等の添付が必要です。

- 2 譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、可能な限り管轄の保健所にあらかじめ相談してください。また、譲渡人は、譲受人に対し譲渡する事業の内容や衛生管理等について、適切に説明を行ってください。
- 3 原則として、承継の前後で、許可または届出の内容は、変更されません。ただし、譲渡の届出の際に、変更の届出を行うことは可能です。
- 4 営業における衛生管理に関する一義的な責任は譲受人にあります。そのため、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準の確保が重要であることを認識ください。
- 5 届出受理後、保健所は施設において譲受人により衛生管理が適切に実施されていること等の確認を行います。

! 事業譲渡に関するオンライン上の届出については、しばらくお待ちください。